

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)

A

[設問1]

第1 (1) 刑法39条1項不適用の立場から。

1. 甲の行為について、原因において自由な行為の理論が適用され、刑法39条1項不適用となるという立場からはどのような説明がされるか。

2. 原因において自由な行為の理論における結果行為説は、責任無能力になつた後の結果行為と実行行為とし、行為と責任の同時原則を修正する。(刑法39条1項)

3. (1) 現在建造物放火罪の実行行為は点火行為は含まれるところ。甲がガソリンを撒き、ライターで火をつけたことは同罪の実行行為にあたる。現在建造物にあるA社社屋に

(2) 39条1項の罪の結果は「焼損であるところ。火災は社屋を焼損した。そして、甲の行為とこの結果因果関係は認められ、甲の認識・認容もあつた。

4 (1) 甲は、点火当時、覚醒剤の影響により、責任無能力状態に陥っていたこと、刑法39条1項の適用について検討する。

(2) そもそも、犯罪の成立に責任が要求されるのは、規範に直面しているものにも~~必要~~ 必要かつ、あえて規範に反することを行つたことによる非難可能性によるものであり、完全な責任能力で反規範的な決定をすること、反価値性によるもののである。そうすると、完全な責任能力のある状態がある状態で、規範に反する行為をするとの決定とし、それに基づいて責任無能力状態で実行行為を行つたのなら、行為と責任能力が同時に存在しなくても、非難可能性が認められる。したがって、①完全な責任能力ある状態で行為をする決定とし、③それに基づいて実行行為が行われた場合

→ 構成要件が
要する。39条1項は
責任論であつて、構成要件
が5 検討されてる。

39条1項は、問題にならない
指摘されてる。

論拠として、規範が
よくあつていい。

ページ
裏面へ

には、刑法39条1項の適用はないものといえる。

(3) 本件では、甲は統合失調症と発症していたが、完全責任能力を有していた。甲はその状態で、A社社屋に放火して報復するとの決定を行った。(①充足) そして、覚醒剤注射を、責任無能力になった後も、従前の決定に基づいて、ガソリンを撒き、点火行為を行った。(②充足)

当てはまるので、

(4) したがって、甲に刑法39条1項の適用はない。

5 よって、甲には、刑法39条1項は適用されず、現住建造物放火罪が成立するとの説明がなされる。

第2. (2) 刑法39条1項適用の立場から。

1. 甲の行為について、原因において自由な行為の理論が適用され、39条1項が適用されるとの立場からはどのような説明が考えられるか。

15 2. 原因において自由な行為の理論によ、原因行為は、実行行為と責任無能力となる原因行為に求め、間接正犯として、自己を道具にして父罪を行、たとえ、すなわち、①原因行為時において完全責任能力があり、②自分を責任無能力にする故意と、③それを利用して犯罪を遂行した場合、刑法39条1項の適用はない、父罪が成立すると考え、

論拠としてこの現象をよく書いている。

20 3. (1) 実行行為は原因行為であるとする。甲が自らに覚せい剤注射したことから、実行行為にあたる。

(2) そして、A社社屋は、焼損した。

4. 甲は、原因行為時において完全責任能力を有していたもの。

当てはまるので、

25 甲が覚醒剤を注射したのは、頭をスリヤせるにためであり、自らを責任能力がない状態にするにためではなく、また甲は統合失調症について自覚が無く、自らを責任無能力とする認識もなかったといえる。

5. したがって、原因において自由な行為の理論によれば、

②の要件が欠けたため、39条1項を適用しないという結論となる。

30 6. よって、以上のような説明により、刑法39条1項は適用

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)

され、現住建造物放火罪は成立しない。

甲は点火時に責任能力を有していた。

「設問2」

1. 乙が、ガソリンを撒き点火する甲を見ておきながら立ち去るにことについて、現住建造物放火罪の不作为の共犯は成立するか。

2. 実行行為とは、結果発生の現実的危険性と有する行為であるところ、不作为にもこのような危険性が認められることはあるから、~~不~~不真正不作为犯も成立が認められる。しかし、処罰範囲の妥当な限定の観点から、作為と同価性が認められるものに限定すべきである。(刑法60条)

3. (1) 不作为の共同正犯についても、上記のような危険性が認められることから、その成立は肯定される。しかし、他人が犯罪を行うのを止めない、にというだけでは、行為についての因果性の支配が認められず、作為と同価性が認められないため、このような場合に共同正犯は成立しない。

(2) 本件で、乙は放火を行う甲と止めない、にというだけであるから、~~否~~共同正犯が成立することはない。

(3) したがって、乙に正犯が成立することはない。

4. (1) 乙に、不作为の~~共犯~~幫助犯は成立するか。

(2) 不作为の幫助犯(62条1項)についても、作為の幫助犯との同価性が認められる必要がある。したがって、

① 他人が犯罪を行うことを防止すべき作為義務が認められ、~~また~~または他人の犯罪から法益を保護すべき作為義務が認められること。③ これらの作為義務に反したこと。③ 正犯が犯罪を行うこと。

OK?

意思連絡もないという指摘で足りるね。

3 ページ

裏面へ

④ 不作为と結果との促進的因果関係、⑤ 幫助の故意が認められる場合にのみ、不作为の幫助犯が成立する。

① の作為義務は、② 契約・法令・条理、③ 排他的支配の有無、④ 保護の引き受け、⑤ 先行行為と総合考慮して、その有無を判断する。

(3) ア 本件で、乙は A 社本社につき事務の拡大を防止すべき業務を行っており、甲と接見したのは乙のみであったことから、排他的支配も認められる。したがって、乙に甲の放火を阻止すべき作為義務がある。

イ しかし、乙は、何もするとはくその場と立ち去った。全て

ウ 正父の甲は、放火罪と行い、(前述)。

エ 乙が阻止に入らなかったことで、甲の父罪が容易に犯したことが認められる。

オ 乙はこれらの認識・思惑に欠けるところはない。

カ よて、乙に、現住建築物放火罪の幫助犯の成立が認められる。(18条1項) (62条)

幫助犯の指摘
62条?

ここでは
時間不足と
思いつく。
あてはめは、その
丁字にでると
良かたです。

以上

(講評)

、 答案作成おつかれ様でした。

、 とても良く書いていました。しかし、設問では、主張の妥当性に言及するよう指示されていたので、必ず触れてください。大きく点と失う結果になります。

、 基本的な能力は十分あるものと思っておりますので、復習の上、今後この調子で頑張ってください。

7.4

4ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。